

第271号・2020年3月9日

発行・東北大学職員組合書記局

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
内線 片平 (91) 5029
022-227-8888 (TEL)
022-227-0671 (FAX)
編集・コア編集委員会

不当労働行為認定

- * 大学は組合と誠実に交渉せよ！
- * 中央労働委員会への不服申立てに抗議する

情報公開請求特集号

組合は2018年7月と2019年3月の2回にわたって、東北大学と石寄・山中総合法律事務所との契約内容についての情報開示請求を行ってきました
その背景と結果をまとめました

はじめに

組合は、東北大学に
対し、2018年7月
19日と2019年3月
11日の2回にわたって、
「東北大学と石寄・山
中総合法律事務所との
業務契約および業務委
託に関する契約書・発
注書・支払い明細書」
の全部の開示を求める
情報公開請求を行った。

この情報公開請求の
目的は、2018年3
月末に、10年以上の長
い間反復雇用されてき
た多数の非常勤職員を
含む数百人の非常勤職
員の雇止めが強行され
た背景に、この石寄・
山中総合法律事務所と
の関係が色濃くあった
ことが明らかであった
ため、どのような経緯
でこの法律事務所との
関係を結ぶようになった
のか、そのために東
北大学がどの程度の支
出をしているのかを明
らかにすることであっ
た。

この情報公開請求に
対し、東北大学は、ほ
とんどの内容を黒塗り
した文書（ノリ弁）を
開示することで、実質
的な情報の公開を行わ
ない姿勢を最後まで取
り続けた。本稿では、
本情報公開請求の経緯
を紹介し、そこで明ら
かになったことをまと
める。

情報公開手続の流れ

情報公開法では「何
人」も情報公開請求で
きるとしており、請求
の理由も必要ない。情
報公開請求された公的
機関は、その文書の特
定し、開示・非開示の
決定を請求者に通知す
る。請求者は、一定の
手数料（例えば10円/
頁）を支払って開示さ
れた文書を得ることが
できる。

また、非開示決定に
不服がある場合には、
「審査請求」という形
で不服申立てを行うこ
とができる。審査請求

を受け取った公的機関
は、その内容に応じて、
追加開示の必要性を認
めれば追加開示し、な
お、非開示を保持する
場合は、「情報公開・
個人情報保護審査会」
（以下、審査会）に
「理由説明書」ととも
に諮問し、その旨を請
求者にも通知する。

諮問を受けた審査会
は、請求者に理由説明
書の写しを送付し、意
見書や資料の提出の期
限を提示する。審査会
は、鑑査請求書、理由
説明書や意見書等に基
づいて審査し答申を出
す。なお、審査会には、
開示請求の対象となっ
ている文書を、直接に
閲覧する権限（インカ
メラ審理権）が与えら
れている。

情報公開請求の結果、 部分開示された文書

2回の情報公開請求
の結果、鑑査請求の後
で追加開示されたもの
も含めて、7件の支出

相談カフェのご案内

准職員・時間雇用職員・目的限定職員の皆さん

3月10日（火）18時～

4月14日（火）18時～

5月12日（火）18時～

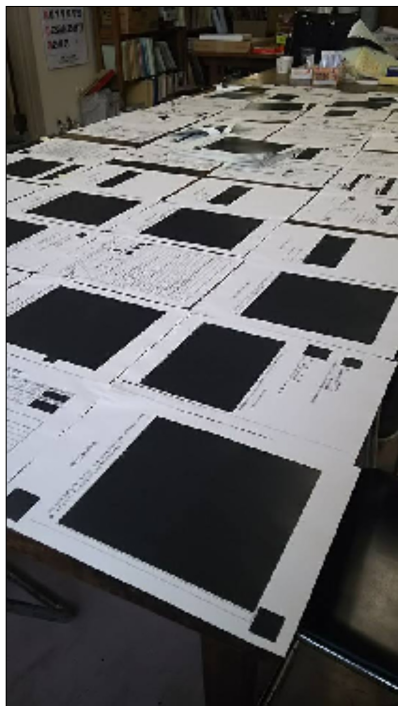
片平書記局にて：お気軽にご参加ください

雇止め無効を求める裁判

（第8回口頭弁論）

4月13日（月）14時半～

仙台地方裁判所



大学の1回目の回答 (のり弁)

これらのうち、最初から文書特定し、部分開示されていたものは、H29・1・31の1件のみで、しかも、契約総額や随意契約にした理由等は非開示であった。ところが、こ

これらのうち、最初から文書特定し、部分開示されていたものは、H29・1・31の1件のみで、しかも、契約総額や随意契約にした理由等は非開示であった。ところが、この文書は、第2回の請

求期間よりも前の文書であるため、開示するかどうかの審査の対象とはならない、と主張したのである。組合は意見書において、3件の同種の契約書の1件のみがその金額まで公表されていることの矛盾と不正の可能性を指摘したが、審査会は、「請求期間外」との大学の主張を認めて、判断をしなかった。

この金額非開示のふたつの契約は、WEBで公開されるべき契約である可能性が高い。仮に、金額が少額であることからWEB公開の義務がない場合であっても、情報公開請求に対し、非開示にする合理的な理由は存在しない。

当該法律事務所への支払額の試算

支払額の試算

部分開示された経費

精算書の支払い総金額

欄は不開示であったが、

開示されている情報か

契約決議書と69件の経費精算書が部分開示されたが、後述するひとつの支出契約決議書（H29・1・31）を除き、契約や業務の内容を示す部分、交通費を除く支払金額に関する部分はすべて黒塗りにされていた。7件の支出契約決議書の内訳は、年間のコンサルティング契約が3件、個別の契約（労働審判、労働委員会、仮処分、裁判）が4件である。この個別の契約については、予定価格が空欄であることが学内細則違反であるとして、2018年10月19日に東北大学の監事に「監査請求書」を提出したが、現在ま

で応答がない。69件の経費精算書は、次の3種類、（1）コンサルティング契約に基づく月毎の支出（計31件）（2）仙台来訪を伴う交通費と日当が発生する支払い（計32件）、（3）着手金、報奨金等の支払い（計6件）に分類される。これらの契約や支払いと情報公開請求、雇い止めに関連した事柄を、「表1」に時系列にまとめた。

大規模な理事が着任後、当該法律事務所との関係が始まり、両者によって、数百人の理不尽な雇い止めがいかに計画され、実行されて行ったかを見ることができる。

コンサルティング契約の情報開示

当該法律事務所との関係が始まった2016年6月以降、最初の5か月間はタイムチャージというスポット契約で相談料等を支払っていたが、その後は年度毎のコンサルティング契約で支払うことにした。その支出契約決議書は、H28・1・31（H28年度5か月分）、H29・1・31（H29年度分）、H30・3・23（H30年度分）の3件である（「表1」で灰背景で表示）。

のH29・1・31の契約は、高額な契約については公開が求められるルール（詳しくは、補遺参照）によって、契約総額（年間352万円）や随意契約の理由が、東北大学のWEBサイトで公開されていた。第1回の情報公開請求の監査申請書において、この点を指摘すると、東北大学はWEBで公開されていた金額等を追加開示した。第2回の情報公開請求の審査請求書において、残りのふたつの支出契約決議書の開示を求めたところ、東北大学は驚くべき姑息な対応を行った。第2回の情報公開請求に関わるものではなく、既に審査会の答申も出ている第1回の情報公開請求への追加開示という形をとって、ふたつの契約書を金額等を非開示で部分開示したのである。そして、2回の理由説明書においては、ふたつの文書は、第2回の請

求期間よりも前の文書であるため、開示するかどうかの審査の対象とはならない、と主張したのである。組合は意見書において、3件の同種の契約書の1件のみがその金額まで公表されていることの矛盾と不正の可能性を指摘したが、審査会は、「請求期間外」との大学の主張を認めて、判断をしなかった。

この金額非開示のふたつの契約は、WEBで公開されるべき契約である可能性が高い。仮に、金額が少額であることからWEB公開の義務がない場合であっても、情報公開請求に対し、非開示にする合理的な理由は存在しない。

は労働審判事件について、以下の条件で対応いたします」として、「企業側の労働審判事件1事件あたり着手金一律50万円」と記載されている。この金額が石寄事務所としては「サービス料金」であることを考えれば、労働委員会や裁判への着手金は、もっと高額であることが予想される。

おわりに

情報公開法の第一条では、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに」

公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」としている。また、公文書管理法では、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源

として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」とされている。したがって、公文書管理と情報公開が適切になされることは、民主的な行政運営の前提であり、非民主的な運営がされたり、不正が行われている程、情報をできるだけ隠そうとする。近年、国政において、公文書改ざんや隠ぺい、不当廃棄等の事例が多発していることは、この国民主権の崩壊を意味する。東北大学が、そこまで腐っていないことを願っている。

補遺：公表しないといけない契約とは

組合は、第1回情報公開請求の審査請求書において、H28・1・31付けの支出契約決議書の契約金額、随意契約理由が、本学のWEBに公表されている根拠として、次のように記した。

「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」第53条によれば、「予定価格が300万円を超える役務の提供」については、「落札又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量」「落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所」「随意契約を締結した場合は根拠規程の条文及びその理由」「予定価格」等を「公表しなければならぬ」とされている。

から各省各庁の長に出された通達で、「国の支出の原因となる契約（予定価格が予算令第99条第2、3、4、7号のそれぞれの金額を超えないものを除く）を締結したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない」（一部省略）となっている。この通達に出てくる予算令（予算決算及び会計令）99条は、随意契約可能な少額の契約について定めたもので、その2、3、4、7号を見ると、



大学は、「不誠実交渉」を反省するどころか、中央労働委員会に不服申立て。それでも「県」の命令には従わなければならないのですが「完全無視」です

それを受けて、支出契約決議書のうちWEBに公表されている部分を追加開示した東北大学は、その理由説明書で、WEBで公表した理由として、この学

7号を見ると、

2. 二百五十万円を超える工事又は製造、3. 百六十万円を超える財産を買い入れ、4. 八十万円を超える物件を借り入れ、7. これら以外の契約で百万円を超えないもの

となつてゐる。つまり、東北大学がWEBに公開した根拠とした「財計2017号」は、財務大臣

いた場合は、100万円を超える役務の提供については公表しないといけないことになる。

品については国の基準よりも緩く設定されている。

学内細則が国の通達よりも緩く設定されている理由は不明である。ちなみに、この学内細則では、役務の提供以外では、250万円を超える工事、300万円を超える物品の買い入れに公表義務がある

とされ、工事については国の基準と同じ、物

表1. 石寄事務所との契約と支払い、情報公開、雇止め事件の時系列

年度	石寄事務所との契約と支払い	情報公開	雇止め関連
2016 (H28)	6月 石寄事務所への最初の支払い 以下10月まで毎月時間チャージで支払い 10/31 支出契約決議書(11月～3月) 契約書として表立っては公開されず、各精算書に一部添付。第2回の審査請求後に、部分開示(金額は非開示) 11～3月 10/31付契約に基き毎月支払い 1/31 支出契約決議書(4月～3月) 総額金額等非開示で部分開示。審査請求後に契約、随意契約の理由を開示 この間に「法律相談料」として個別の支払いが2件		4月 大槻理事着任 9月 二次方針を提示 10月 これまでの方針を白紙撤回 1月 限定正職員を含む新方針の提示
2017 (H29)	4～3月 1/31付契約に基き毎月支払い この間に「法律相談料」、「ヒヤリング」、「日当外」等の個別の支払いが7件 2/7 委託契約書(労働審判) 2/23 委託契約書(労働委員会) 上記2件の着手金2件 3/23 支出契約決議書(4月～3月) 契約書として表立っては公開されず、4月以降の各精算書に添付。第2回の審査請求後に部分開示(金額は非開示)		2月 労働審判(6名)申立て 2月 労働委員会への申立て 3月末 数百人の雇い止め
2018 (H30)	4/17 委託契約書(仮処分) 4～6月 3/23付契約に基き毎月支払い この間に「日当外」等の個別の支払いが7件、最後の日付が、7/19 ここまでは第1回開示分 ここからが第2回開示分 7～1月 3/23付契約に基き毎月支払い この間に「着手金」、「報酬金」、「日当外」等の個別の支払いが19件 10/30 委託契約書(裁判)	7/19 第1回情報公開請求 過去から現在までの契約と支払いの全部 9/3 部分開示(契約書4件、精算書43件) 11/22 審査請求(不服申立て)を提出 1/29 一部追加部分開示と審査会への諮問 3/6 審査会への意見書提出 3/11 第2回情報公開請求 2018年7/19以降現在までの契約と支払いの全部	4月 賃金支払いの仮処分申請(1名)後に取り下げ 11月 労働審判から移行した裁判開始 1月 大槻理事離任 2月 労働委員会での審理終了
2019 (H31)		4/12 第2回への部分開示(契約書1件、精算書26件) 6/18 審査会から第1回に関する答申 7/11 第2回への審査請求(不服申立て)を提出 8/9 第1回への追加部分開示 実際には、第2回への対応 10/7 審査会への諮問の通知 10/23 審査会から理由説明書等が届く 11/12 審査会への意見書提出 12/18 審査会から第2回に関する答申	

表2. 弁護士事務所への支払金額の試算

年度	期間	月毎コンサル料(月数)	コンサル料合計(※1)	旅費発生件数	交通費合計	延人数合計	日当合計(※2)	3種の金額合計	着手金報償金等件数
H30(2018)	H30.4～H31.2	10	¥3,000,000	22	¥1,758,180	68	¥3,400,000	¥8,158,180	4
H29(2017)	H29.4～H30.3	12	¥3,600,000	7	¥344,050	13	¥650,000	¥4,594,050	2
H28(2016)	H28.6～H29.3	9	¥2,700,000	3	¥120,640	4	¥200,000	¥3,020,640	0

※1: 月毎のコンサルティング料30万円とした場合の試算。

※2: 日当を5万円/日とした場合の試算。